

(令和4年度新規事業)



乳児おむつ用品購入券を支給します



根室市では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して育児ができるよう、乳児を持つ子育て世帯に対し、おむつ用品購入券を支給することとしました。

1. 対象者について

根室市内に住民登録があり、**令和4年4月1日以降**に出生したお子さんの保護者

2. 支給上限額と有効期間について

①支給上限額 90,000円(月額7,500円×12ヶ月分)

②有効期間 購入券が支給された年度の3月31日まで

※支給対象児の出生日の属する月の前月までもしくは年度末(3/31)までの購入券を支給し、残りは次年度に支給となります。

3. 利用できるおむつ用品の種類について

(1) 紙おむつ (2) 布おむつ (3) おむつカバー (4) おむつライナー
(5) おしりふき※追加

4. 申請期間について

①当該支給対象児の出生日から満1歳の誕生日を迎える日の前日まで

②他の市区町村から転入した場合は、当該支給対象児が本市に住民登録した日から当該支給対象児が満1歳の誕生日を迎える日の前日まで

5. 利用可能店舗について

購入券に同封した店舗一覧表に記載のある店舗で利用できます。

6. 乳児おむつ用品購入券について

①購入券は1冊につき1,000円×5枚、500円×5枚となっています。

②一度に複数枚使用することができます。ただし、購入券の額面未満の場合は、おつりはできません。

③購入券の額面を超えた場合は、自己負担となります。

④対象児以外には使用できません。

⑤紛失、汚損、盗難など、どんな理由があっても、再発行はできません。
保管には十分ご注意ください。



◎お問い合わせ

根室市役所健康福祉部こども子育て課

電話 0153-23-6111 (内2179)